

緩和ケアに関する地域連携について（議論の整理）

- 緩和ケアに関する地域連携については、拠点病院をはじめとする入院医療機関が在宅緩和ケアを提供できる診療所などと連携し、患者とその家族が希望する療養場所を選択でき、切れ目なく質の高い緩和ケアを含めた在宅医療・介護サービスを受けられる体制を整備することが求められている。
- 切れ目のない地域連携体制の構築については、拠点病院に求められる緩和ケアの提供体制の中で検討を行い、以下の項目についてとりまとめたところ。

（７）切れ目のない地域連携体制の構築

- ２次医療圏内の緩和ケア病棟や在宅緩和ケアが提供できる診療所や活用できる介護サービス等の社会資源に関するマップやリストを作成する等、患者やその家族に常に情報提供できる体制を整備する。
- 症状が十分に緩和された状態での退院に努め、院内での緩和ケアに関する治療を在宅診療等でも継続して実施するために、がん疼痛や呼吸困難等のがん患者の症状緩和に係る地域連携クリティカルパスを整備するなど、地域全体で共通した緩和ケアに関する治療のマニュアルを整備することが望ましい。
- がん患者が住み慣れた家庭や地域での療養や生活を選択できるよう、医療用麻薬を処方されているなど緩和ケアを必要とする患者の退院支援や外来での在宅支援などにあたっては、主治医、緩和ケアチーム、相談支援センターが連携し、早期からの療養場所に関する意思決定支援や退院支援を行う。
- 地域のホスピス緩和ケア病棟や在宅療養支援診療所等の医師や訪問看護師等と、がん患者の地域連携に関する協議会を定期的を開催し、地域全体での緩和ケアの提供に関する一定のルールを定めることなどにより強固な連携体制を構築する。その上で、緩和ケアを必要とする患者の退院時には病病連携、病診連携のための緩和ケアカンファレンスを実施することなどにより、患者とその家族の意向に応じた切れ目のない緩和ケアの提供体制を整備する。

- このうち、第10回、11回緩和ケア推進検討会において特に緩和ケアの視点から「早期からの意思決定支援」、「拠点病院と在宅医療機関との連携」の具体的施策について議論を行い、以下のとりまとめを行った。

【早期からの意思決定支援について】

- 平成20年の終末期医療に関する調査では、「終末期の療養場所に関する希望」について、自宅で療養して必要になれば医療機関等を利用したいと回答した者の割合を合わせると、60%以上の国民が自宅で療養したいと回答している。
- また、外来通院中のがん患者の中には、通院そのものが負担になっていたり、在宅医療の提供を望んでいたりと、療養のあり方についての意思決定支援を必要としているが対応がなされていない患者が存在すると考えられる。
- 現在、がん診療連携拠点病院には相談支援センターが整備され、指定要件にて2人の相談員の配置が規定されているが、現状としてがん患者に特化した相談支援を行うことが困難であり、療養のあり方についての意思決定支援を全てのがん患者を対象に行うには、体制が不足していることが指摘されている。
- 療養のあり方についての意思決定支援に関して、特に治癒不可能となったような場合にどのような療養生活を送りたいのかということについて、がん患者とその家族に意思が確認される、意思決定が支援される、といったことが重要であり、医師、看護師、医療ソーシャルワーカー等、多職種のチームで取り組む体制整備が求められる。
- また、拠点病院からがん患者とその家族に対して在宅医療機関等の他施設に関する情報提供を行う際には、当該在宅医療機関の症例数や医師数、看取りの件数等、診療実績に関する情報を提示できることが望ましい。
- 一方で、意思決定支援を行う体制を整えても、患者自身の否認などにより、実際に支援できる対象が限られてくるとも想定される。こういった、体制があってもアクセスできないといった課題を解決するために、がん患者を含めた国民に対する情報提供や教育を推進していく必要があると考えられる。

- 上記のような、療養場所に関する意思決定支援を全てのがん患者とその家族に対して行う体制の構築については、先行的に取り組んでいる施設等の好事例を共有していくことが重要だと考えられる。

【拠点病院と在宅医療機関との連携についてのあり方】

- 拠点病院での治療から在宅療養へ移行した後も、患者とその家族の希望に従って緊急時には入院できる体制を確保する必要がある。
- これまでの拠点病院と在宅医療機関との連携は、主治医と在宅医の間で図られることが多かったが、主治医だけではなく、拠点病院の緩和ケアチームと在宅医とをつなぐ機能が拠点病院にあることが望ましい。
- また、今後の方向性としては、拠点病院をはじめとする入院医療機関の緩和ケアチームや在宅医からなる「地域緩和ケアチーム」を構成し、地域における専門的な緩和ケアの提供を行うことが求められる。